

議番号	件名、提出理由及び主な内容等
議第 265 号	件名：熊本市国民健康保険条例等の一部改正について
	< 改正理由 > 地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 8 号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの < 改正内容 > 次に掲げる条例につき、「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改める等必要な規定の整備を行う。 （ 1 ）熊本市国民健康保険条例（昭和 5 0 年条例第 3 号） （ 2 ）熊本市介護保険条例（平成 1 2 年条例第 5 号） （ 3 ）熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成 2 0 年条例第 1 8 号） < 施行日 > 令和 3 年（ 2 0 2 1 年）1 月 1 日

熊本市国民健康保険条例（昭和50年条例第3号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第34条（略） 附 則 1～10（略） （保険料に係る延滞金の特例） 11 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</u> <u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 12～19（略）	第1条～第34条（略） 附 則 1～10（略） （保険料に係る延滞金の特例） 11 当分の間、第23条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に</u><u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u><u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 12～19（略）

熊本市介護保険条例（平成１２年条例第５号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条～第22条 （略） 附 則 第１条～第５条 （略） （延滞金の特例） 第６条 当分の間、第１１条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第９３条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年_____中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては<u>その年_____における延滞金特例基準割合に</u>年７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。 第７条～第14条 （略）	第１条～第22条 （略） 附 則 第１条～第５条 （略） （延滞金の特例） 第６条 当分の間、第１１条第１項に規定する延滞金の年１４．６パーセントの割合及び年７．３パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に_____租税特別措置法第９３条第２項の規定により告示された割合_____に</u>年１パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年７．３パーセントの割合に満たない場合には、その年<u>（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）</u>中においては、年１４．６パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合適用年における特例基準割合に_____年</u>７．３パーセントの割合を加算した割合とし、年７．３パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に_____年</u>１パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年７．３パーセントの割合を超える場合には、年７．３パーセントの割合）とする。 第７条～第14条 （略）

熊本市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第18号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第1条～第11条（略） 附 則 1 （略） （延滞金の割合の特例） 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年</u> <u>中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年</u>における<u>延滞金特例基準割合に</u>年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3～6 （略）	第1条～第11条（略） 附 則 1 （略） （延滞金の割合の特例） 2 当分の間、第7条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に</u><u>租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u><u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合に</u>年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。 3～6 （略）

附 則

- この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の熊本市国民健康保険条例附則第11項の規定、第2条の規定による改正後の熊本市介護保険条例附則第6条の規定及び第3条の規定による改正後の熊本市後期高齢者医療に関する条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。